



TIB におけるテストマーケティング等  
プロジェクト実施事業者 公募要項

令和 8 年 2 月

東京都 スタートアップ戦略推進本部

戦略推進部 イノベーション戦略課

## 1. 目的

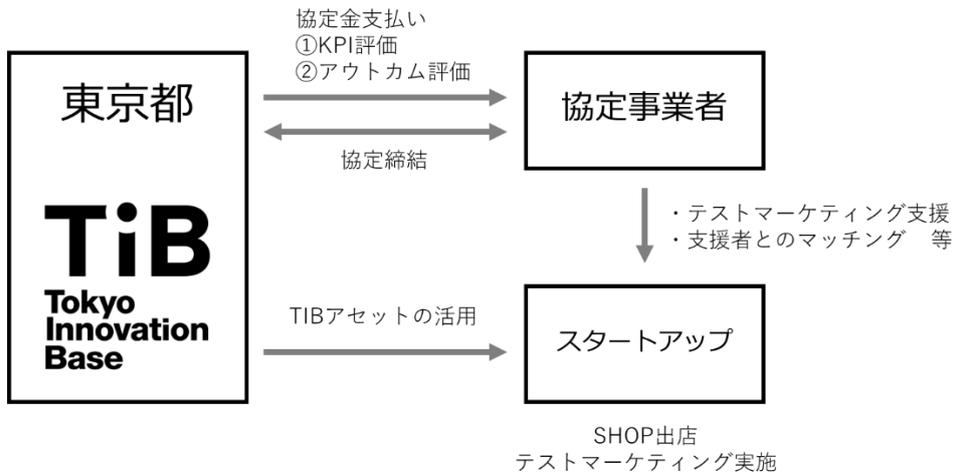
東京都（以下「都」という。）は、2022年11月に策定したスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」に基づき、東京発ユニコーン数を5年で10倍、東京の起業数を5年で10倍、都とスタートアップとの協働プロジェクト実践数を5年で10倍を目指す「未来を切り拓く10×10×10のイノベーションビジョン」を掲げている。その実現のために、国内外からスタートアップやその支援者が集まり、交流する一大拠点 Tokyo Innovation Base（以下「TIB」という。HP参照 <https://tib.metro.tokyo.lg.jp/>）を2023年11月に開設した。2025年11月の戦略バージョンアップでは、ビジョン達成のために、社会・経済に貢献し飛躍的に成長する“スケールアップ”に加え、TIBをあらゆる挑戦者を応援する結節点として、新たな取組の柱として位置づけている。

TIBで挑戦者とそれを応援する人をつなげる（Collaboration）取組として、行政や企業、大学など、様々なプレイヤーとスタートアップとの協業を推進する。その一つとして、TIB本館エントランス及び別館1階（別紙1参照。以下、「別館等」という。）を、スタートアップのテストマーケティング・ショーケース（以下、「テストマーケティング等」という。）の場として運営する。これにより数多くの協業を生み出し、スタートアップのプロダクトやサービスが国内外の市場に進出するファーストステップの場となることを目指していく。

## 2. 事業概要

- (1) 都が本プロジェクト実施事業者（共同事業体も可）1者を公募・採択し、協定を締結する。
- (2) 採択にあたっては、外部有識者を含む選定委員会により審査を行う。
- (3) 本プロジェクト実施事業者は、2027年3月まで、TIB別館等を、多数のスタートアップによるテストマーケティング及びネットワーク拡大の場とすることで、スタートアップの育成及びTIB利用者等とスタートアップとの協業を促す。
- (4) 本プロジェクト実施事業者に応募する者は、応募時に協定金見積額の作成及びKPI（スタートアップ育成・協業分）を設定し、その達成度合いに応じて、都から協定金の支払いを受ける。
- (5) KPI設定業務に係る協定金の算定にあたっては、外部有識者を含むKPI評価委員会により達成状況等の評価を行う。

## 【事業スキーム図】



### 3. 本プロジェクト実施事業者の公募

#### (1) 本プロジェクト実施事業者の要件

本プロジェクト実施事業者は、TIB 別館等という場を活かしてスタートアップの育成・協業に向け、事業者自身が有する強みを生かしたプログラムの実施に取り組む必要があることから、その要件は以下のとおりである。

- (ア) 東京都のスタートアップ戦略や TIB の理念を理解し、東京・日本のスタートアップエコシステムを、東京都や他の事業者と連携して、発展させる意欲を有する。
- (イ) 事業者自身の有する知見、ノウハウ及びネットワークを活かし、TIB 別館等の運営や集客に効果的な設え・装飾を提案した上で、数多くのスタートアップがテストマーケティング等を行い、販路拡大につなげる事業推進力を有する。
- (ウ) スタートアップにおける、大手企業等との協業や資金調達、市場進出、マーケティング等における課題について理解力を有する。
- (エ) 集客に向けた設え・装飾や、スタートアップの支援、テストマーケティング等の運営の実績を有する。
- (オ) 募集・選定してテストマーケティング等の場を提供するスタートアップ（以下「対象スタートアップ」という。）への投資や協業を見込める国内外の多様な支援者等とのネットワーク、スタートアップ同士のコミュニティ形成に関する実績を有する。
- (カ) テストマーケティング等の様子や本プロジェクトによる実践事例の認知度向上・成果発信に資する発信力を有する。
- (キ) 事業計画策定や進捗管理を行うとともに、都との連絡調整を円滑に行うマネジメント力を有する。

#### (2) 本プロジェクト実施事業者の役割

- (ア) 対象スタートアップの募集・選定

TIB 別館等に同時期複数のスタートアップがテストマーケティング等を実施し、1社あたり短期(最大2か月程度)で入れ替わるよう、対象スタートアップを募集・選定する。募集に際しては、TIB 利用者・関係者からの紹介も広く受け入れるとともに、選定にあたっては、原則としてピッチイベント (TIB PITCH 等) によることとし、公平性・公開性を確保する。募集においては、TIB のホームページを LP として活用すること。また、TIB PITCH の運営については、「令和 8 年度 Tokyo Innovation Base の活動企画支援業務委託」の受託者と連携すること。なお、令和 7 年度と同プロジェクトにおいて選定されたスタートアップについては、令和 7 年度支援事業者から適切に引き継ぐこと。

#### (イ) テストマーケティング等の企画・全体運営

対象スタートアップが同時期に複数者運営し、定期的な入れ替えも可能になるよう、全般的なスケジュールを設定し、TIB 別館等をスタートアップのテストマーケティング等の場となるよう全般的な調整(区画管理、テストマーケティング等をする上で必要な官公庁協議、届出を含む)・運営を行う。個別店舗の設営撤去・商品管理・金銭管理・販売促進・接客等に加え、顧客ニーズの把握や開発・販売・出展戦略などに関するアドバイスなどにより、対象スタートアップを支援する。TIB 別館等に来館者を誘引する仕掛けや設え等を提案する。対象スタートアップに対し、海外市場も含め協業や出資、販路開拓につながるよう、TIB の利用者・関係者と連携した仕掛けを講じる。

また、テストマーケティング等の一形態として、来館者が直接スタートアップ等の製品を体験・飲食できるよう、TIB 本館エントランスの厨房及び飲食エリアの運営を行う。本エリアの運営にあたっては、本プロジェクト実施事業者がスタートアップ等の製品を直接来館者に提供し、テストマーケティングを行うこと。なお、本エリアの運営においては、対象スタートアップの製品を原則とするが、本プロジェクト実施事業者の知見に基づき、東京都との協議の上、対象スタートアップとは異なる製品もテストマーケティングできるものとする。

TIB 別館等として活用できるエリア及び実施事業者が運営するにあたり利用できる厨房設備や什器類は別紙 1 のとおりとし、利用可能時間は、平日は午前 10 時から午後 9 時まで、土日祝は午前 10 時から午後 5 時までとする(12 月 28 日から 1 月 3 日を除く)。なお、別紙 1 の設備について実施期間中に破損等があっても、KPI の下方修正は原則として行わない。

#### (ウ) マッチングイベントの企画運営

実施事業者は対象スタートアップ等の販路開拓、協業等を支援するために、対象スタートアップ等と支援者(商社、流通小売、デベロッパー、食品メーカー等)が集うマッチングイベントを企画、開催を行う。本イベントの対象スタートアップ等は、令和 8 年度の本プロジェクトの採択者に限らず、過年度の採択者に加え本プロジェクト採択外のスタートアップを加えることも可能とする。

また、マッチングイベントは少なくとも4回は支援者が100名以上集う中規模な会とし、東京都と協議の上、マッチングイベントのテーマを決めるものとする（例：社会課題の解決と持続可能な成長を両立し、ポジティブな影響を社会に与えるスタートアップ等）。さらに、中規模マッチングイベントとは別に、少なくとも4回は全国連携をテーマとし、地方のスタートアップの商品や名産品を試飲食するマッチングイベントを実施すること。

(エ) 本プロジェクトの発信・活性化

本プロジェクトの成果や対象スタートアップの活動などについて、他のスタートアップやTIBを利用する団体・個人が、その意義や方法などを実感できるよう、TIBのHPにて事例紹介を実施するなど効果的な手法で発信する。東京都においてもHP等で発信できるよう、そのコンテンツを提供する。

対象スタートアップの各店舗にTIB利用者・関係者や周辺の一般消費者が数多く立ち寄れるよう、賑わい創出のため1階正面において、集客に資する取組を行うこと。プロジェクト活性化に向けた取組を講じること。

また、対象スタートアップが海外市場において展開できるよう、対象スタートアップを海外店舗、展示スペース等（主にアジア圏を想定）に同行させた上で、本プロジェクトの発信を行うこと。

(オ) 事業進捗及びKPI達成状況の報告

企画書に基づき、事業実施後、進捗状況、設定したKPIの達成状況について、都に報告する必要がある。

(3) 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 対象スタートアップの選定

本プロジェクト実施事業者が定める対象スタートアップの選定について、少なくとも以下の要件を備えたものとする。

- ① 創業後原則10年以内であること。
- ② 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
  - ウ) 民法第90条に定める公序良俗に反しない事業及び企業体であること。
- ③ 事業目的実現のために適当な事業者であること。
- ④ 本プロジェクト参加のための適切な体制を確保すること。また、本プロジェクト実施事業者との密な連携体制を確保すること。
- ⑤ 本プロジェクトの趣旨を理解し、選定期間中、意欲的かつ継続的に取組む姿勢を示すこと。
- ⑥ TIB本館エントランスに出店するスタートアップは、一般消費者向け飲食品

のプロジェクトやサービス等を扱う事業者であること。

#### 4. 東京都と本プロジェクト実施事業者との連携

##### (1) 公募・審査

都は、「5.(1)応募要件」を満たす事業者の提案内容を選定委員会により審査し、採択を行う。

##### (2) 協定の締結

都は、採択した本プロジェクト実施事業者と採択期間中の連携内容等を規定する協定を締結する(別紙3参照)。

##### (3) 都の本プロジェクト実施事業者に対する支援等の内容

###### (ア)協定金の支払い

都は、対象スタートアップの育成・協働に係る KPI の達成状況及び事業全体の成果を評価し、KPI 設定業務に係る評価額(以下「評価額」という。)を、基準額及び成果報酬額を含めて上限 1.2 億円を、協定金として支払う。※詳細については、別紙 2 「TIB におけるテストマーケティング等プロジェクト協定金支払いに係る算出方法について」参照

###### ①基準額

応募時に都及び本プロジェクト実施事業者が設定する KPI 項目(※)ごとの経費となる。この経費は、KPI 項目を達成するために必要な費用を考慮し、設定する。KPI 項目ごとの達成状況等に応じ、支払額が変わる。なお、基準額の上限は、10,000 万円とする。

###### ※ KPI 項目設定方法及び評価方法について

設定にあたり、可能な限り定量的かつ検証可能な指標を提案すること。

また、KPI の達成状況及び事業全体の成果の報告は事業終了後を予定し、それに基づき評価を行う。本プロジェクト実施事業者は、上記の評価を受けるに際して、KPI 項目の達成状況が客観的に確認できる根拠資料(各種契約書、議事録等)を都に提出する。

###### ②成果報酬額

KPI 評価委員会による事業全体の評価に応じ、上記基準額に上乗せして支払われる金額となる。なお、成果報酬額の上限は、2,000 万円とする。

###### ③支払時期

事業終了後、都より実費相当額の精査・確定及び評価額の審査を経て一括払いにより支払う。

###### ④その他経費

上記 2 (3) の役割のうち、評価額算定に関わらない取組や協定金支払い額を超える活動に係る経費は、本プロジェクト実施事業者が、対象スタートアップからのアド

バイザリー料を設定して賄うこととする。アドバイザー料は、1日1対象スタートアップあたりで上限1万円とし、提案を通じて設定する。

(イ) 建物の管理

都は、施設の施錠や警備、防災設備点検等の建物管理を行う。本プロジェクト実施事業者は、設備等の利用にあたって善良な管理者の注意義務を果たし、その義務違反により生じた損害は当該事業者が補填するものとする。また、管理する設備等における火災保険料及び施設賠償責任保険料は、本プロジェクト実施事業者の負担とする。

(ウ) TIB ネットワークとの連携・調整等

都は、本プロジェクトが TIB におけるエコシステム拡大に資するよう、関係事業者等との調整を行う。また、TIB 公式のホームページや SNS 等様々な媒体での周知や発信について、本プロジェクト実施事業者と連携して行う。

## 5. 本プログラム実施事業者の応募方法

(1) 応募要件

以下の (ア) ~ (オ) の要件を満たす者を応募対象とする。なお、複数の事業者が提携し応募することも可能であるが、その場合は、代表事業者を決め、代表事業者が応募申請をすること（採択後、連携した複数事業者と協定を締結するが、協定金は代表事業者に支払う。）。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- ① 株式会社、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）、監査法人、弁護士法人等のいわゆる士業に係る営利法人
- ② 特定非営利活動法人、一般財団法人、一般社団法人
- ③ 国立大学法人、公立大学法人、学校法人
- ④ 国、地方自治体、独立行政法人、公益財団法人等の公的機関
- ⑤ その他①から④に類する者として東京都が認めるもの

(イ) 次のいずれにも該当していないこと。

- ① 破産手続開始の申し立てがなされたこと等により、実施事業の安定的な運営に疑義が生じていること。
- ② 法人事業税等を滞納していること。
- ③ 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行い、または将来において行うおそれがあること。
- ④ 所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（暴力団排除条例（平成 23 年条例 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）が含まれていること。また、実施事業に暴力団、暴力

団員等が介入していること。

- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法を行うなど、公的事業の対象として社会通念上適切でないとは判断されるものであること。
- ⑥ 政治活動、選挙活動、または、宗教活動を目的とする法人であること。
- ⑦ 国、地方自治体、公益法人等が実施する補助事業や助成事業において、不正等の事故を起こしたことがあること。

(ウ)機密情報の取扱いについて、適切な手段・方法で保護できる体制を有していること。

(エ)その他、上記 3（1）に記載する要件を有すること。

(2) 募集受付期間

期間：2026 年 2 月 18 日（水）から同年 2 月 26 日（木）17 時まで

応募届を、下記アドレスまで電子メールで受け付ける。

メールアドレス：S1190102@section.metro.tokyo.jp

なお、応募届の提出後、2026 年 3 月 2 日（月）までに、事務局より応募受付完了のメールが届かない場合、「9. 申込・問い合わせ先」まで電話にて連絡すること（応募受付完了のメールが到着するまでは、応募受付完了となりませんのでご注意ください）。

(3) 質問の受付

締め切り：2026 年 2 月 27 日（金）17 時まで

本事業に関する質問については、下記アドレスまで電子メールで受け付ける。

メールアドレス：S1190102@section.metro.tokyo.jp

(4) 企画書等の提出

下表で指定する企画書等※の電子データを 2026 年 3 月 11 日(水)17 時まで「9. 申込・問い合わせ先」担当宛にメールで送付する（合計データ容量が 10MB を超える場合はデータを分けて送付）。原本が紙でしか存在しないものについては、スキャンの上、PDF ファイルにて送付する（紙の提出は不要）。

No	書類	分類	提出形式
1	企画書（注 1）	必須	PDF
2	様式 1 KPI 設定説明書	必須	Excel
3	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の類（写）	必須	PDF
4	スタートアップ支援やテストマーケティング運営に関する業務実績を示す書類	任意	PDF

※複数事業者の提携による場合等は、その役割等がわかる体制図を必ずつけること。

注 1：プレゼンテーション審査にて使用する想定

## 6. 審査の流れ

### (1) 審査方法

一次書類審査及び、有識者等で構成される審査会によるプレゼンテーション審査の二段階で審査を行う。

なお、プレゼンテーション審査は一次書類審査を通過した応募者のみを対象とし、2026年3月17日(火)に行う予定である。詳細は応募いただいた方に別途都より連絡する。

### (2) 審査基準

以下の基準 No.1～11 に基づき、点数は合計 100 点満点で審査を行う。

No	項目	内容
1	企業情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業内容</li><li>・ 財務情報 等</li></ul>
2	実施計画・実施体制 (10 点)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ プロジェクト実施にあたり具体的かつ実効性の高い計画か</li><li>・ 都からの協定金以上の成果を創出できる計画となっているか</li><li>・ スタートアップのテストマーケティング・ショーケーシング及びネットワーク拡大の場を提供できる十分な体制を、連携・協力する事業者等により構築しているか</li></ul>
3	事業への理解 (10 点)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 都のスタートアップ戦略や TIB の理念及びそれを踏まえた本プロジェクトの趣旨を理解しているか</li><li>・ スタートアップにおける、大手企業等との協業や資金調達、市場進出、マーケティング等における課題を理解しているか</li></ul>
4	KPI 及び事業目標設定の妥当性 (5 点)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本事業の実施方針に資する KPI 及び事業目標が設定されているか</li><li>・ 事業の目標値は現実的かつ到達可能な設定となっているか</li><li>・ 事業計画と事業の目標値に大きな乖離がないか</li></ul>
5	対象スタートアップ募集・選定方法の妥当性 (10 点)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ テストマーケティング・ショーケーシングとして、多数のスタートアップが入れ替わ</li></ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公平で公開された場での選定を予定しているか</li> <li>・ 事業目的に即した選定方針になっているか</li> </ul>
6	テストマーケティング等の企画・全体運営（15点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ TIBのネットワークを活用し、対象スタートアップの協業や出資、販路開拓につながる仕掛けを予定しているか</li> <li>・ 顧客ニーズの把握や開発・販売・出展戦略などに関するアドバイスを予定しているか</li> <li>・ 継続的に数多くの一般消費者が立ち寄り、購入できる円滑なオペレーション及び設えの提案を準備しているか</li> <li>・ 海外からの顧客を想定しているか</li> </ul>
7	マッチングの企画について（15点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スタートアップの販路開拓、協業等を支援する上でマッチングイベントを具体的に提案できているか</li> <li>・ 効果的なマッチング機会を提供するための実績・ノウハウ等を有しているか</li> </ul>
8	発信力（10点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の認知度向上に向けたブランディングやPRなどの実行が可能か</li> <li>・ 効果的な情報発信のためのターゲットや手法・媒体の知識・ノウハウ等を有しているか</li> </ul>
9	海外展開の実現性（10点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スタートアップについて、海外展開に繋げるコネクションを有しているか</li> <li>・ スタートアップの海外展開について妥当な実績があるか、実現可能な方法を提案しているか</li> </ul>
10	管理・調整力（10点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プログラムを円滑に進めるマネジメント力を有しているか</li> <li>・ スタートアップエコシステムの関係者や専門家等と連携したプロジェクトになっているか</li> </ul>
11	本事業目的への適合性（5点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的支援を受けるに相応しい本事業目的の実現に資する事業内容であるか</li> </ul>

※採用最低基準を設定する

各審査項目について、全委員の評価点平均が、各項目に記載された配点の4割以上であること。

(3) 採択の決定

選定委員会による審査を踏まえ、最も高い得点を得た応募者1者を採択する。

応募事業者には、2026年3月19日(木)までに結果の通知を行う予定である。

## 7. 留意事項

- (1) 本プロジェクト実施事業者は、支援の実施にあたり、本要項及び協定書に記載の内容並びに各種関係法令等を遵守する必要がある。
- (2) 応募に要する費用について、都は負担しない。
- (3) 応募様式等は日本語で記載すること。
- (4) 都と本プロジェクト実施事業者との協定の締結は、当該事業に係る令和8年度の予算が都議会で可決され、成立することを条件とする。
- (5) 本事業の内容・結果のうち公表可能な部分については、普及啓発のため、都より公表される可能性がある。
- (6) 採択企業及び対象スタートアップには、都が企画するイベントでの登壇等、本事業の情報発信等のご協力いただく場合がある。
- (7) 以下の場合には審査対象外とする場合がある。
  - ・ 応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、またはその恐れのある場合
  - ・ 応募内容に不備がある場合
  - ・ 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他都に対して虚偽の申告を行った場合
  - ・ 出資関係にある企業やグループ企業等の特定の企業群の利益のみを図る事業内容とした場合
- (8) 応募にあたって提供いただく個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する都として必要な範囲で共有、利用される。個人情報を含む情報は事前の承認なく第三者に提供することはない。
- (9) 4月より別館1階にて出店するスタートアップは選定済みのため、採択後速やかに出店に向けて調整を実施すること。
- (10) 採択後協定書の作成に当たっては、東京都物品買入等競争入札参加資格受付票(令和8年度を含むもの)を併せて提出すること。また、取得していない場合は、使用する印鑑についての印鑑証明書(協定書締結日である4月1日以前の日付のもの)を提出すること。

## 8. 関係資料

- ・東京都スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」

[https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/startupandglobalfinancialcity/sustrategy\\_japanese-pdf](https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/startupandglobalfinancialcity/sustrategy_japanese-pdf)

- ・戦略 2.0 (Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP)

<https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/startupandglobalfinancialcity/Global-Innovation-Strategy-pdf>

- ・Tokyo Innovation Base ホームページ

<https://tib.metro.tokyo.lg.jp/>

## 9. 申込・問い合わせ先

東京都スタートアップ戦略推進本部

戦略推進部イノベーション戦略課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 14 階北側

電話番号：03-5388-2106

メールアドレス：S1190102@section.metro.tokyo.jp

## 企画書に関する留意事項

### (1) 様式及び添付資料

企画書の様式は提案者の自由とするが、A4 横で作成すること。A4 横のフラットファイルに両面印刷で綴じ込むため、その点留意すること。ただし、応募書類送付時には PDF 形式として送付すること。

### (2) 留意事項

- (ア) 表紙を作成すること。
- (イ) 目次を記載すること。
- (ウ) 提案事項の全体をまとめた概要を 2 頁以内で記載すること。概要は、採択時に公表されても問題ないものとする。
- (エ) プレゼンテーション審査において、主として使用する部分（企画書本体部分）は表紙・目次・中扉・概要を除いて 30 頁以内とすること。企画書本体のほかに補足説明用の部分（企画書付属部分）を企画書に含めることは妨げないが、企画書全体として 100 頁を超えないこと（表紙、目次、概要は除く）。
- (オ) ページ番号を記載すること。
- (カ) フォントは自由とするが企画書の本文記載は 10 ポイント以上とすること（付属図表等に関する文字の大きさはこの限りではない）。
- (キ) 各ページ右肩に当該頁が応募フォームのどの項目に該当する事項に関する記述なのか項目番号を示すこと。
- (ク) 使用する言語は日本語とする。
- (ケ) 表紙には、表題として「TIB におけるテストマーケティング等プロジェクト実施事業者 企画書」と記載すること。
- (コ) 個人名や会社名を記載しないようにすること。
- (サ) 提出された企画提案書は返却しないものとする。
- (シ) 企画提案書の作成及び提出に必要な一切の経費は応募者の負担とする。
- (ス) 企画提案書に記載された提案内容に係る一切の経費は全て事業提案額に含める。
- (セ) 企画提案書作成に当たって第三者の著作権等に抵触する恐れのあるものは、応募者の責任において、適正に処理すること。

### (3) 企画書に盛り込むべき内容

#### 【全般的事項】

- (ア) 都の戦略や TIB の理念、事業目的に適した提案内容とすること。
- (イ) 本業務を実施するにあたっての体制（外部の主体も含む）
- (ウ) スタートアップの支援、テストマーケティング・ショーケースの運営の実績等、

本業務を実施するに相応しい業務実績やその効果

**【業務内容に係る事項】**

- (ア) 対象スタートアップの募集・選定、スタートアップによるテストマーケティング等  
実施及びネットワーク形成などに係るスケジュール
- (イ) 本事業を通して達成したい目標
- (ウ) 対象スタートアップの募集及び選定方針・方法
- (エ) テストマーケティング等の運営方法及び効果の見込み
- (オ) TIB のネットワークを活用した、対象スタートアップの協業や出資、販路開拓につ  
ながる仕掛け
- (カ) TIB プログラムとしての本事業の認知度向上のため、ブランディングや PR 方策  
(集客のための一般消費者向け認知度の向上、成功事例の発信等)
- (キ) 都からの協定金以上の成果を創出するための具体的方策

TIB におけるテストマーケティング等  
プロジェクト実施事業者 公募要項

1 案内図

(1) 所在地



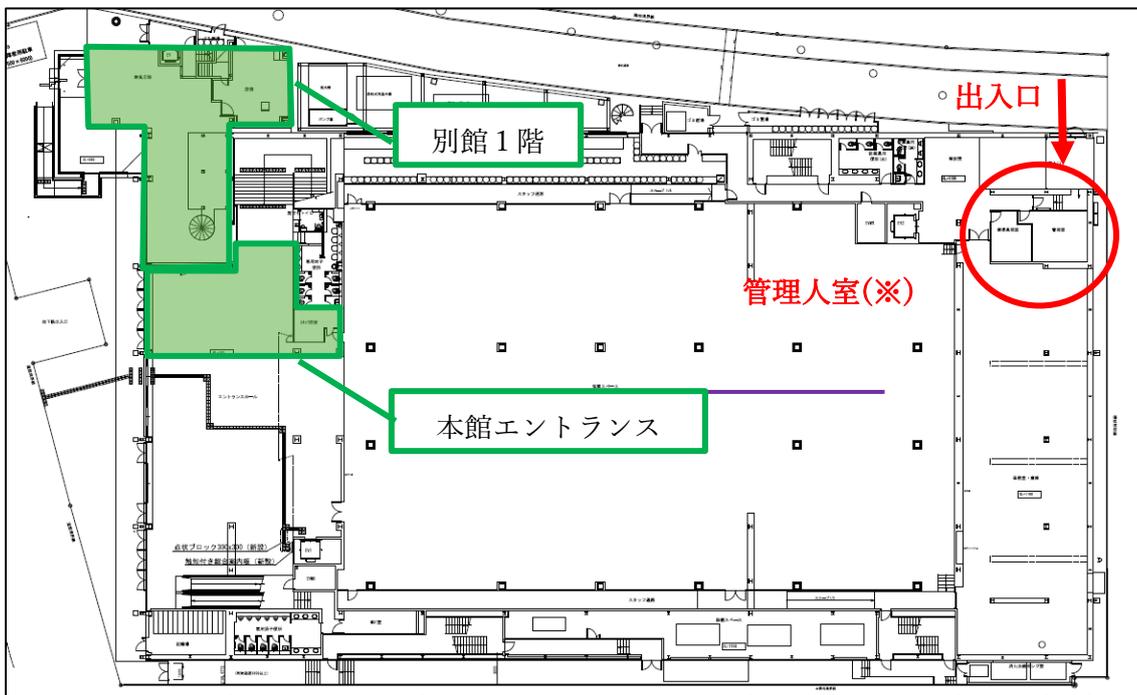
対象建物

住所：東京都千代田区丸の内 3-8-3

(2) 建物内対象箇所

※  : 協定事業者の管理対象範囲

本館エントランス・別館1階



※ 管理人室にて、名簿等必要事項を記載し、受付をしてから入退室をすること。

TIB におけるテストマーケティング等  
プロジェクト実施事業者 公募要項

## (1) 別館厨房設備

NO.	名称	台数	寸法 (W×D×H)・仕様	メーカー	品番等
1	冷蔵コールドテーブル	1	1200×600×800	ダイワ	4461CD
2	冷蔵コールドテーブル	1	1200×750×800	フクシマ	TRW-40RE1-F
3	冷蔵コールドテーブル	1	1200×600×800	ダイワ	4461CD
4	冷蔵コールドテーブル	1	1500×600×800	ダイワ	5461CD
5	冷蔵コールドテーブル	1	1200×750×800	—	—
6	冷蔵コールドテーブル	1	1500×600×800	ダイワ	5161SS-EC
7	製氷機	1	1000×600×800	ダイワ	DRI-75LMTF
8	IH コンロ	3	1200×450×800	パナソニック	KZ-PH34-K
9	オーブンレンジ	2	555×750×820	パナソニック	NE-BS9A-K
10	調理台	2	1200×450×800	—	—
11	作業台	1	555×750×820	—	—
		1	450×765×820		
		1	1000×400×900		
12	調理棚	1	2030×400×800	—	—
13	三方枠作業台	1	600×650×740	—	—
		1	550×550×800		
14	クリーンテーブル	1	720×750×820	—	—
15	一槽シンク	1	600×600×800	—	—
		1	1200×750×820		
		1	600×600×900		
16	水切り棚 (2段)	1	600×350×330	—	—
		1	1090×350×330		
17	調理台	2	1200×450×800	—	—
18	二槽シンク	1	1200×500×800	—	—
19	吊戸棚	1	1000×500×900	—	—
		1	1200×500×900		
		2	1350×500×900		
20	手洗い器	1	410×320	—	—
21	シェルフ	2	910×613×1892	エレクター	LS910-P1900-4

## (2) 展示等設備

NO.	名称	台数	寸法 (W×D×H)・仕様	メーカー	品番等
1	ブラックショーテーブル (小)	5	—	店研創意	61-798-7-2
2	スチールラックコの字ディスプレイ	26	W300	店研創意	61-798-85-3
3	スチールラックコの字ディスプレイ	13	W450	店研創意	61-798-83-7
4	ブラックショーテーブル (中)	11	—	店研創意	61-425-93-1
5	ブラックショーテーブル (大)	12	—	店研創意	61—425-93-3
6	木製ディスプレイボックス	10	—	店研創意	61-798-72-5
7	キャスター付きテーブル	6	—	店研創意	61-778-97-1
8	木製コの字テーブル付収納トロッコ	3	—	店研創意	61-46-6-4
9	ハンガーラック	4	W1200	店研創意	61-785-39-1
10	ミラー	2	H1540	店研創意	61-134-2
11	木製ハイカウンター	2	W1200	店研創意	61-427-43-4
12	木製ハイカウンター	2	W900	店研創意	61-427-42-4
13	木製コーナー台	1	—	店研創意	61-427-43-4
14	木製カウンター 同上用棚板	2 2	W1200	店研創意	61-809-93-3 61-809-94-2
15	木製カウンター 同上用棚板	1 1	W900 中板 W858	店研創意	61-809-94-2 61-809-94-1
16	ハイチェア	2	AAS322.0 コンクリートグレー	HAY	
17	イートイン カフェテーブル	3	—	弘益	ASO-CF7506-SGR
18	イートイン カフェチェア	6	AAC 12.2.0 DUSTY BLUE	HAY	
19	室外テーブル	2	—	オリバー	S/TG-C486・ A・90
20	ガーデンチェア	8	—	ニチエス	MAIORIA600 アームチェア・ カーボン
21	背付ベンチ	3	—	ニチエス	SPLENDOR リクエ ストベンチ 1500

22	背無しベンチ	2	—	ニチエス	SPLENDOR リクエ イトフラットベンチ 1500
23	アクリルメディアスタン ド	6	A3	店研創意	61-813-89-6
24	A1 サイズポスターケース	5	—	ベルク	345-K-A1
25	デジタルサイネージ (壁)	1	86 型 4K 壁付け金物込み		PNHY861
26	デジタルサイネージ (置 き)	8	43 型 4K スタンド込み		
27	デジサイ用放映プレイヤ ー	9	USB タイプ		
28	操作用 PC	1	ノート型		
29	食物販冷蔵ケース (斜 形)	2	—	サンデン	TSA-150XC キ ャスター付き
30	食物販冷蔵ケース (平 形)	1	—	サンデン	SMAC- 410QWFSAXNR
31	アルミパネル 部材類 部材類	6 7 1	W900 繋ぎポール+ベース ストッパー類	ムサシノ工芸	① 65190
32	木製ワーキングデスク	1	—	店研創意	61-783-28-4
33	メッシュバンクチェア	4	—	店研創意	61-350-7-1
34	一人席カウンター	2	—	店研創意	61-794-30-1
35	事務スペースパテーショ ン	2	—	店研創意	61-783-70-1
36	丸テーブル	2	—	店研創意	61-801-90-2
37	強化樹脂チェア (4脚 口)	2	—	店研創意	61-783-52-3
38	ハンガーラック	1	—	店研創意	61-785-37-1
39	キャブネット (A4 書庫)	1	—	店研創意	61-359-4-1
40	貴重品ロッカー 3 人用ダ イヤル 非常解除用検索キー	4 1	—	店研創意	61-802-19-3
41	屋台型什器セット	6	—	井上製作所	

## (3) 本館厨房設備

NO.	名称	台数	寸法 (W×D×H)・仕様	メーカー	品番等
1	浄水器	1			AS-10S
2	小型電気温水器	1			ESN20BWN111E0
3	製氷機	1			SIM-AS3500
4	2槽シンク	1			S2-126B
5	水切棚	2			
6	調理台	1			WT-66
7	冷蔵庫	1			SUR-LV1861S
8	冷凍ストッカー	2			MF-U22K-W
9	シェルフ	2			LS910-P1900-4
10	電動グラインダー	1			DXR-220
11	コーヒーマシン	1			KW-25S
12	IHコンロ	2			IHK-WT41S-B
13	ホットサンドグリドル	1			BRUNO
14	炊飯器	2			NW-YC18-BZ
15	電子レンジ	1			NE-711GV
16	厨房用空気清浄機	1	W800mm×D650mm×H560mm		
17	ステンレス作業台	1		タニコー	TRE-WT-A945NB
18	ステンレス作業台	1		タニコー	TRE-WT-A1245NB
19	ステンレス整理棚	1		タニコー	TRE-W-90
20	ステンレス整理棚	1		タニコー	TRE-W-180
21	ステンレス整理棚	1		タニコー	TRE-WP-120
22	コーヒーマーカー	1		JURA	WE8-CAS
23	スチームオーブンレンジ	1		パナソニック	NE-BS8C-K
24	湯沸かしポット	1		ティファール	KO5908JPA
25	ごみ箱	2		アスベル	A6302
26	保温容器	1		象印	TH-CV160-XA